

習志野市災害医療対策会議設置要綱

(設置)

第1条 習志野市の災害時の医療救護活動の体制整備を図るため、本市に習志野市災害医療対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 対策会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 医療救護活動マニュアルの策定に関すること。
- (3) 災害時の医療救護活動の調整に関すること。

(委員)

第3条 対策会議は、委員20名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は指名する。

- (1) 習志野市医師会に属する者
- (2) 習志野市歯科医師会に属する者
- (3) 習志野市薬剤師会に属する者
- (4) 市内災害拠点病院・救急告示病院の代表者
- (5) 習志野保健所の代表者
- (6) 習志野警察署の代表者
- (7) 別表に掲げる職にある者をもって充てる市職員
- (8) その他市長が必要と認めた者

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 対策会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(習志野市災害医療コーディネーター)

第5条 対策会議に習志野市災害医療コーディネーター4人以内を置き、習志野市医師会に属する者よりこれを選出する。

2 習志野市災害医療コーディネーターは、災害時に習志野市災害医療本部と連携し、医療救護活動の指揮及び調整を行う。

(会議)

第6条 対策会議の会議は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 対策会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。

- 3 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を認め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 医療救護活動の研究のため、作業部会を置くことができる。

- 2 部会の設置に係る次の事項は、会長が会議に諮って定めるものとする。

(1) 会務

(2) 設置期間

(3) 所属委員

- 3 会長または副会長は、部会に委員として所属することができるものとする。

- 4 部会に所属する委員は、10人以内とする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りではない。また部会の長は会長が指名する

- 5 部会には第3条各号の規定により委嘱された委員が所属するものとする。

- 6 これ以外の必要な事項は部会で協議の上定める

(庶務)

第8条 対策会議の庶務は、保健医療を担当する課及び防災を担当する課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年 1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 3月 8日から施行する。

別表 (第3条第7号)

職名
健康福祉部長
危機管理監
消防長